

行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会の運営について（案）

平成20年8月

《会議運営》

【運営体制】

組 織	役 割
①全体会議	・ 条例のあり方、府民等との意見交換のあり方の委員全員による協議
②正副座長会	・ 議事の進め方、論点整理の方向性等、委員会運営の基本的な方針を協議
③専門部会 (必要に応じて設置)	・ 専門的な視点から検討を行うため必要に応じて設置・開催

【開催頻度】

- ・ 本会議は概ね1～2か月に1回程度開催

【議事の公開】

- ・ 会議、議事内容を公開（会議の公開（報道、一般傍聴）、議事録のHP公表）

【ビジョン懇話会との関係】

○役割分担

- ・ 明日の京都ビジョン懇話会（長期ビジョン、中期計画等を検討）等で検討された京都府の姿を共有しつつ、府民と共有できる普遍的な行政運営・自治の原則となるものを条例として整理・検討

○連 携

- ・ 高木教授にビジョン懇話会委員を兼ねていただくことにより理念、検討状況等を共有
- ・ 高木教授から適宜、条例検討委員会での検討状況をビジョン懇話会へ報告。また、懇話会の検討状況を委員会に報告

【その他】

- ①検討委員会の議論を深めるために、必要に応じて、本会議にゲストスピーカーを招聘
- ②広く府民等の意見を議論に反映するため、府民フォーラム等に参画

京都府行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会会議傍聴要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、京都府行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴できる人数は、10名とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の15分前までに所定の場所で受付をしなければならない。なお、受付は先着順で行い定員になり次第終了するものとする。

3 次のいずれかに該当する者は傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他座長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は、次の行為をしてはいけない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 私語、談話及び拍手等を行うこと。
 - (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
 - (4) 写真撮影、録画、録音等を行うこと。ただし、あらかじめ座長の許可を受けた場合は除く。
 - (5) その他会議の議事運営に支障となる行為を行うこと。
- 2 傍聴者は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
- (1) 緊急に会議を公開しないこととする決定があった場合
 - (2) この要領に違反し、座長が退場を命じた場合

(その他)

第4条 この要領に定めのない事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月6日から施行する。